

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和7年11月30日

2. 計画内容

I 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

[目標 1]

男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

令和2年12月～ 引き続き、育児休業に関する社内規程を事業場等に備え付け、従業員に周知するとともに、労務課を相談窓口とし制度利用に関して積極的に対応していく。

[目標 2]

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

令和2年12月～ 引き続き、関係法令及び育児・介護に関するリーフレット等を事業場等に備え付け、従業員に周知するとともに、労務課を相談窓口とし制度利用に関して積極的に対応していく。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

[目標 3]

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

令和2年12月～ 引き続き、年次有給休暇の取得の促進について従業員に周知・啓発を実施する。

また、社員の取得状況を管理し、取得が進んでいない社員に対しては取得を促す。

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

女性従業員の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 【計画期間】 平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

2. 【目標】

女性運転者を現員 1 人から 3 人以上増員させる。

【取組内容】

- ① 女性従業員の積極的な採用に努める。
- ② 女性休憩施設等、設備を整える。